



進路決定に向け最後の決戦!! ~いい卒業のために~

私立高校入試、公立推薦入試という進路決定に向けた1つめの山場が終わりました。無事第1志望に合格したみなさん、おめでとうございます。高校入学に備えしっかりと力をつけていいスタートをきってください。残念ながら希望が叶わず、試練を味わった人もいます。しかし、この辛さや悔しさはこれからの人生に必ず生かされるはず! まだ公立一般入試を控えている人が109名います。しんどいのは自分だけではありません。『迷わない!・あきらめない!・怠けない!』最後までやれることをやるのみです。「卒業までどう過ごすか?」全ての人に関わる問題です。

3年生179名全員が希望を持って卒業できるよう、全員の努力と協力が必要です。あと10日!!

お知らせ 2/23(月)~25(水)公立一般入試の出願です。新聞等で各校の志願者数も報じられます。

それを受けて‘志願変更期間’が設けられています。決して安易にするものではありませんが、第2学区複数志願選抜生徒募集要項の説明を下に抜粋しますので参考にしてください。

〈 志願変更を希望される場合の注意事項 〉

- ① 志願変更が可能かどうか下記参照のうえ、しっかりご確認ください
- ② 書類作成・手続きが必要ですので、27日(金)5時までは担任へお知らせください

6 志願変更 *なお、再度三者懇談を行いますのでご来校のほどお願いします

- (1) 志願者は、願書受付締切後、次の志願変更をいずれか1回に限り行うことができます。ただし、複数志願選抜実施校間においては、第1志望の変更はできません。
 - ア 複数志願選抜実施校から単独で選抜を実施する高等学校へ、又は、単独で選抜を実施する高等学校から複数志願選抜実施校への志願変更。なお、単独で選抜を実施する高等学校から複数志願選抜を実施する高等学校へ志願変更した場合も、第1志望加算点を加算します。
 - イ 同一の通学区域又は隣接区域内における、複数志願選抜実施校間の第2志望の志願変更。なお、この場合、第2志望無しから新たに加える又は出願時の第2志望を無しへの変更も含まれます。
- (2) 総合学科に関する志願変更の場合、実技検査の希望について以下の点に注意すること。→概当者なし省略
- (3) 志願変更の取扱期間及び時間
2月27日(金)~3月3日(火)(土曜、日曜を除く。)
9:00~16:30 (3月3日(火)は9:00~12:00。)
- (4) 志願変更を行う際の手続きは、次のとおりとします。この場合郵送は認めません。いすことになりまう。
 - ア 志願変更する者は、志願変更願(甲)・(乙)(単独で選抜を行う高等学校へ志願変更する場合は、様式8のA。複数志願選抜実施校へ志願変更する場合は、様式8のB。)を、出身中学校長を経て、先に出願した高等学校長に提出し、所定の証明を受けた乙票及び「5 出願手続(3)」の書類(ただし、入学願書については写し。)の返還を受けて、志願変更先の高等学校長(複数志願選抜の場合は、第1志望の高等学校長とする。)に提出してください。なお、先に出願した高等学校の受検票は、その高等学校に返還しなければなりません。
 - イ 複数志願選抜の第2志望を志願変更する者は、志願変更願(甲)・志願変更願受理書(様式8のC)を、出身中学校長を経て、第1志望の高等学校長に提出してください。
 - ウ 志願変更により総合学科において新たに実技検査での受検を希望する者は、総合学科実技検査教科届・写真票を提出してください。
- (5) 志願変更の場合の入学考査料については、県立高等学校又は所管教育委員会が同じ市立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要しません。定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学考査料の差額を「5 出願手続(3)ク」の納入方法により納入してください。

県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合及び市立高等学校から県立高等学校又は所管教育委員会が異なる市立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を「5 出願手続(3)ク」の納入方法により納入してください。ただし、先に納入した入学考査料は還付しません。